

不登校児童生徒の成績評価及び出席等の取り扱いに関する指針(案)

令和6年 11 月 8 日 岡谷市教育委員会

(担当:子ども教育相談センター)

小中学校在籍の不登校児童生徒が欠席中に行った学習を適切に評価するため、令和6年8月29日学校教育法施行規則の一部を改正する省令が公布、施行され、同日付で文部科学省から欠席中の学習を評価する場合の告示が公布されました。

不登校児童生徒への支援については、これまでも、令和元年国通知等に基づき、出席の取り扱いに関する市指針を定めていますが、国において、不登校児童生徒の成績評価が明確化されたことを受け、従来の指針を見直し、本市における「不登校児童生徒の成績評価及び出席等の取り扱いに関する指針」として改定します。

1. 不登校児童生徒の成績評価に関する基本的事項

- (1) 不登校児童生徒が欠席中に行った学習の評価は、当該児童生徒の学習に関する計画及び内容が、在籍校の教育課程に照らし、適切と認められる場合に行うこととする。
- (2) 自宅や学校外の機関等における学習環境については、学校と保護者、子ども教育相談センター等の関係機関、当該児童生徒が利用する民間団体等との間に十分な連携協力関係を保ちながら、学校において、当該児童生徒の学習活動等の状況について、保護者等を通じて定期的・継続的な把握に努める。
- (3) 学校及び市教育委員会は、訪問による対面指導やICTを活用した相談、指導等を通じて、不登校児童生徒の学習活動や生活状況等の状況把握に努め、不登校児童生徒と学校との適切な関わりを維持するよう留意する。

2. 不登校児童生徒の成績評価に関する留意事項

- (1) 学校が不登校児童生徒の学習活動等について把握を行うことは、その後の学習支援の在り方や進路指導を行う上で重要な取組となる。
- (2) 不登校児童生徒への支援については、不登校となった要因を的確に把握し、学校関係者や保護者、関係機関が情報を共有し、当該児童生徒の社会的自立に向けて、進路の選択肢を広げる支援を行う。
- (3) 在籍する学校になじめない児童生徒に対しては、学校としてどのように受け入れていくかを検討し、その要因の解消に努めることが大切である。
- (4) 義務教育段階の学校は、多くの人との関わりの中で得られる様々な体験や経験を通して、社会において自立的に生きる基礎的な資質と能力を養う教育機関であり、保護者等と十分な連携協力体制を保ち、必要な程度を超えて不登校期間が長期にわたることを助長しないよう留意する。

- (5) 成績評価の一環として、観点別学習状況及び評定を記載する場合、個人の学習進度等には違いがあり、すべての教科・観点に関する記載が求められるものではないが、記載等が困難な場合であっても、次年度以降の指導、改善に生かす観点に立った適切な記載に努める。併せて、通知表等を通じて、当該児童生徒や保護者等に学習活動の成果を伝えることも有効な取組となる。
- (6) フリースクール等の民間施設における相談、指導が個々の児童生徒にとって適切かどうかは、校長が教育委員会と十分な連携をとって判断を行う。
- (7) 不登校児童生徒が複数の学校外の機関等で学習を行っている場合は、自宅も含めて、各機関等における学習状況等を確認するよう努める。
- (8) 不登校児童生徒の学習活動の状況等の定期的・継続的な把握は、少なくとも学期に合わせて行う必要がある。ただし、学期に1度で良いということではなく、可能な限り細やかに学校が保護者や関係機関等との関わりを持った対応が求められる。この場合、担任以外の教職員等が協力して行うことも大切である。
- (9) 不登校児童生徒への訪問による対面指導や ICT を活用したオンラインでの相談、指導等に関して、担任による対応が困難な場合は、他の教諭、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが適宜関わりながら、チームによる支援を行うことが重要である。
- (10) このほか、不登校児童生徒の学習の成果に係る成績評価に関する対応は、令和6年8月29日付国通知に基づくほか、出席の取り扱いについては、令和元年国通知に基づき対応するものとする。

3. 不登校児童生徒の出席扱いについて

市内小中学校在籍の不登校児童生徒が欠席中、自宅又は民間施設等を利用して学習した場合の出席の扱いについては、令和元年10月25日付国通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」等に基づき、市教育委員会の基本的な考え方や対応方法等に関する指針は以下のとおりとする。

(1) 不登校児童生徒の出席扱いの要件

児童生徒が在籍する学校以外の施設等を利用し、学校復帰を目的とした相談や指導を受け、在籍校が把握した学習内容等が以下の要件に照らし、校長が適切と判断した場合は、指導要録、通知表、出席簿、国の問題行動等調査(以下「指導要録等」という。)において、出席扱いとすることができる。

- ① 保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれている。
- ② 学習支援や自立支援のための対面指導が行われ、成果が認められる。
- ③ 児童生徒の特性や学習理解の状況等について、学校関係者との支援連絡会等を通じて定期的に情報を共有し、必要な改善が図られ、成果が認められる。
- ④ 児童生徒への学習支援活動等を通じて、自己肯定感を少しでも高めることができ、自信と意欲が芽生え、登校への関心が高まる等の成果が認められる。

(2)公的機関で相談・指導等を受けている場合

本市の自立支援教室(中学校の中間教室又は諏訪湖ハイツのフレンドリー教室)に通室している児童生徒は、在籍する学校の指導要録等において、自立支援教室に通室した日数は出席扱いとする。

(3)民間施設で相談・指導等を受けている場合

フリースクール等の民間施設を利用する児童生徒に対し、(1)の要件及び令和元年国通知(別記1)に照らし、円滑な学校復帰が可能となるような個別指導等の適切な支援を実施している施設と認められ、校長が出席扱いと判断する期間の日数は、出席として扱うことができる。

出席扱いとする日数の把握方法等は別に定める。なお、出席扱いとする施設等の適否は、長野県が実施する「信州型フリースクール認証制度」の認証状況等を把握した上で、個別に認定を行う。

(4)ICT 等を活用して自宅等で学習活動を行った場合

本人及び保護者の同意のもと、自宅等において ICT 等を活用した学習支援ソフト等による学習、又は自宅等からオンラインを通じて授業に参加し、(1)の要件及び令和元年国通知(別記2)に照らし、校長が出席扱いと判断する期間の日数は、出席として扱うことができる。

なお、学習支援ソフト等による学習活動及びオンラインによる授業参加の具体的な実施方法等については、別に定める。

(5)その他留意事項

- ①指導要録上、出席扱いと認めるケースは、不登校を理由とする児童生徒であり、他の欠席事由(病気、感染回避、出席停止、忌引等)による欠席者は本指針の対象外とする。
- ②学校は、本人や保護者と十分に連絡をとり、児童生徒が意欲的に取り組めるよう意を配するとともに、学習支援や自立に向けた支援が継続的に行われるよう取り組む。
- ③その他、必要な事項については、校長が教育長と協議の上、決定する。